

基本目標 4 適切な介護サービスの提供と質の向上

介護保険制度は、加齢に伴って支援や介護を要する状態となった方へ保険給付によるサービスを提供するとともに、地域支援事業により、高齢者の介護予防を促し、また、総合相談支援や地域の実情に応じたサービスを実施・提供することで、高齢者の地域における自立した日常生活を支える制度です。

平均寿命が延びる中、加齢に伴って要介護状態となるリスクは誰もが抱えるものであり、自らの介護リスクに対する保険として、40歳以上の方が介護保険制度に加入し、介護保険料を負担しています。

高齢者の自立した日常生活を支えていくためには、幅広い保険給付サービスと地域支援事業により様々な支援を提供する介護保険制度を適正かつ安定的に運営することが不可欠であり、また、こうしたサービスの提供に伴う介護保険料を決定するためには、本計画において適正なサービス量を見込む必要があります。

<施策の方向>

●介護保険制度に関する情報提供の充実 P91

●介護サービスの質の向上 P92

●介護保険事業費の推計 P93

●サービス利用者の将来推計 P94

●サービス事業量の実績と見込み P95

●給付費等の見込み P139

●基準月額介護保険料の算出 P143

●所得が低い方への対応 P148

●介護人材の確保・業務の効率化 P152

●介護給付適正化計画 P154

第1節 介護保険制度に関する情報提供の充実

1. 介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

また、「団塊の世代」が75歳に達する令和7年（2025年）には、高齢者の年齢構成が変化し後期高齢者の人口割合が増加し、また「団塊ジュニア世代」が65歳に達する令和22年（2040年）には高齢者人口がピークを迎えることから、第1号被保険者等への介護保険制度の趣旨（保険料や利用料、介護サービス等）や平成29年度より開始した総合事業の内容などについて、わかりやすく十分な周知を図る必要があります。

広報紙やパンフレット等を活用して、市民が介護保険制度や介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるよう取り組んでいきます。

また、市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障がい者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じ、充実を図ります。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できるよう努めます。

2. 各種相談・苦情等への対応

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所や地域包括支援センターにおいて、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、介護認定調査員等と連絡調整し、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

3. 県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立は茨城県介護保険審査会、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、茨城県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めます。

また、窓口寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例についても、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

第2節 介護サービスの質の向上

1. 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています（都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します）。

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民に最も近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口、地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

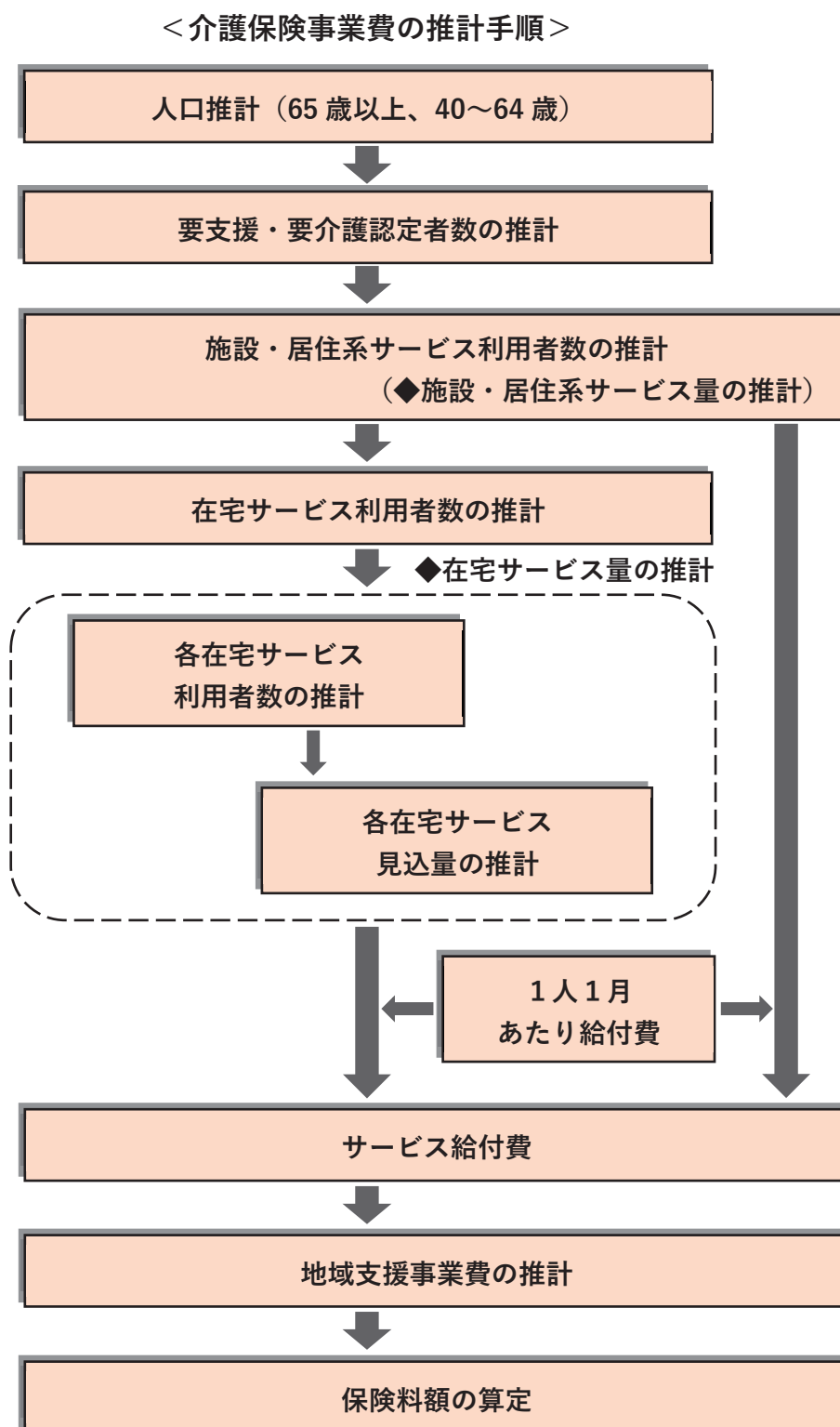
2. サービスの質の向上

介護サービス事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

さらに、事業所向けの研修を実施し、ケアプラン*作成の参考となる資料など、介護保険制度に関する様々な情報を事業者提供・周知し、介護保険の適正な運営を推進します。

第3節 介護保険事業費の推計

介護（予防）サービス事業量の見込みは、次のような推計手順により、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第7期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込み等を勘案して推計しました。

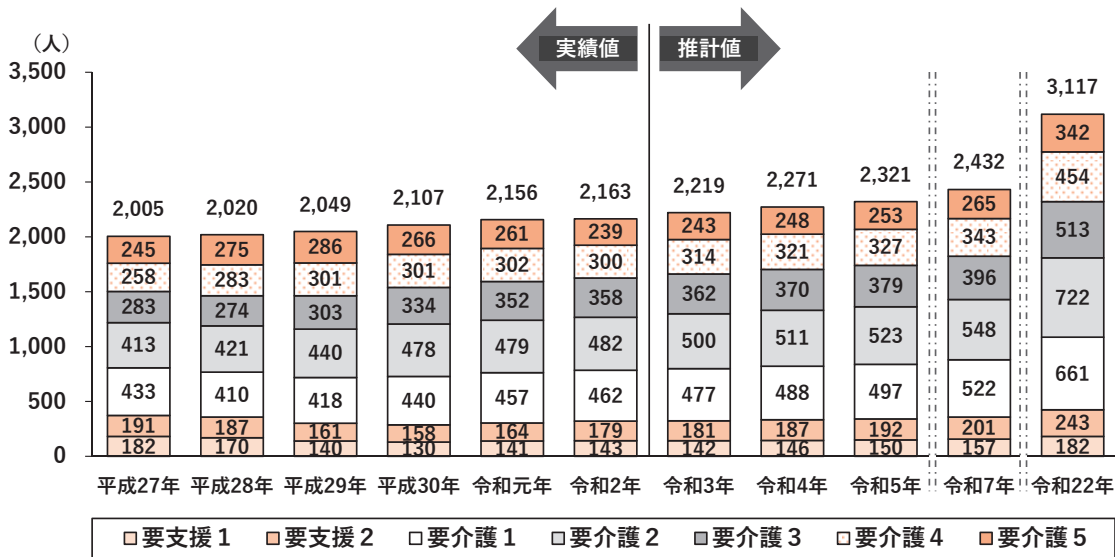


第4節 サービス利用者の将来推計

要支援・要介護認定者数は、令和5年までに平成30年と比較して214人増加するものと予測され、令和7年には2,432人、令和22年には3,117人になると予測されます。

単位：人

	第7期			第8期			中期推計	長期推計
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	130	141	143	142	146	150	157	182
要支援2	158	164	179	181	187	192	201	243
要介護1	440	457	462	477	488	497	522	661
要介護2	478	479	482	500	511	523	548	722
要介護3	334	352	358	362	370	379	396	513
要介護4	301	302	300	314	321	327	343	454
要介護5	266	261	239	243	248	253	265	342
合計	2,107	2,156	2,163	2,219	2,271	2,321	2,432	3,117



資料：平成27年～令和2年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）※令和2年のみ4月1日現在
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより ※現在、推計作業中

第5節 サービス事業量の実績と見込み

<介護保険サービスの体系>

給付の種類	サービス類型	サービス名
1. 介護給付*	(1) 居宅サービス	① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護（老健） ⑩ 短期入所療養介護（病院等） ⑪ 短期入所療養介護（介護医療院） ⑫ 福祉用具貸与 ⑬ 特定福祉用具購入費 ⑭ 住宅改修費 ⑮ 特定施設入居者生活介護
	(2) 地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 地域密着型通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
	(3) 施設サービス	① 介護老人福祉施設 ② 介護老人保健施設 ③ 介護医療院 ④ 介護療養型医療施設
	(4) 居宅介護支援	
2. 予防給付*	(1) 介護予防サービス	① 介護予防訪問入浴介護 ② 介護予防訪問看護 ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活介護 ⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健） ⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等） ⑨ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ⑩ 介護予防福祉用具貸与 ⑪ 特定介護予防福祉用具購入費 ⑫ 介護予防住宅改修 ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護
	(2) 地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
	(3) 介護予防支援	
3. 市町村特別給付	(1) 紙おむつ等支給サービス	

1. 介護給付

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

<サービス提供実績>

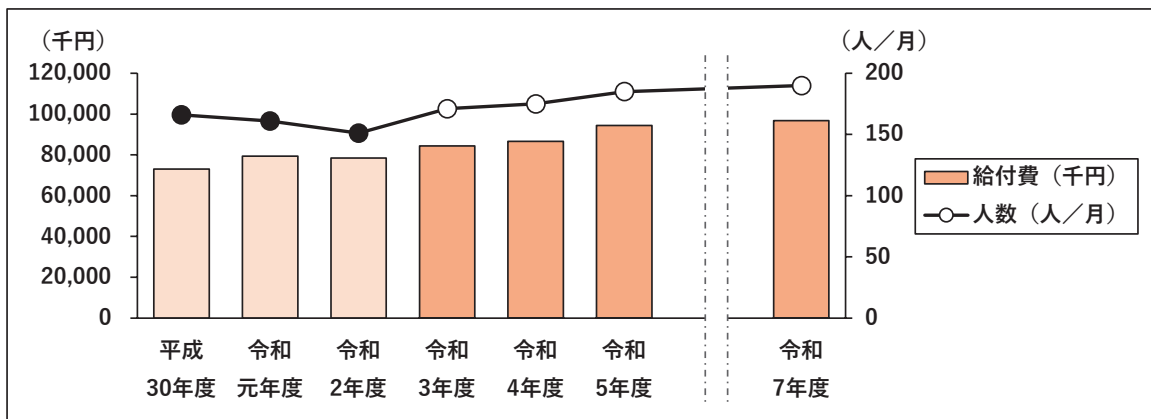
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	73,001	79,410	78,494
サービス利用者数（人／月）	166	161	151

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	84,320	86,565	94,411	96,804
サービス利用者数（人／月）	171	175	185	190

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者世帯が増加傾向にあり、サービスの利用も増加すると見込まれます。

訪問介護事業者への支援を行い、訪問介護員のスキルアップ及び提供量の確保を図っていきます。

② 訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

<サービス提供実績>

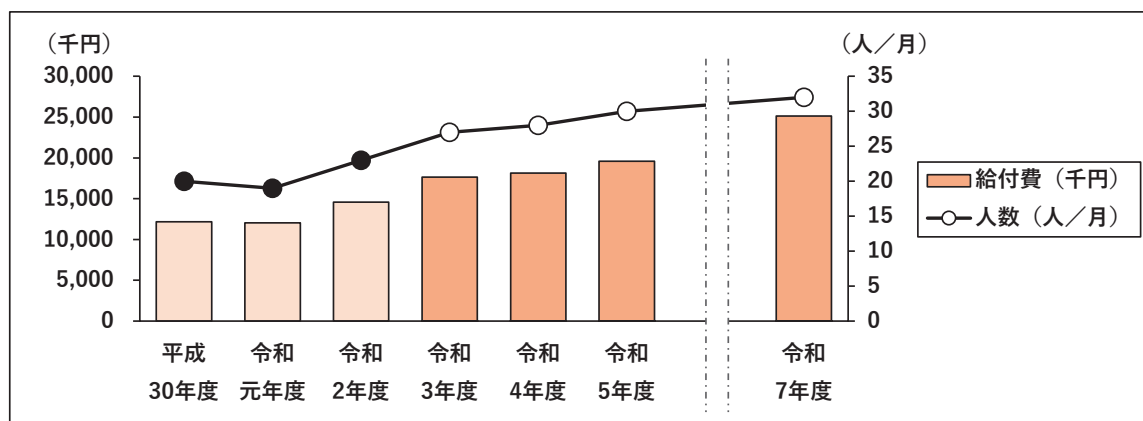
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	12,174	12,031	14,571
サービス利用者数（人／月）	20	19	23

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	17,640	18,150	19,584	25,118
サービス利用者数（人／月）	27	28	30	32

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

サービスの特性上、介護度が重度化するほど利用率が高い傾向にあります。在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数のバランスを考慮して、提供量の確保を見込みました。

また、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

③ 訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

<サービス提供実績>

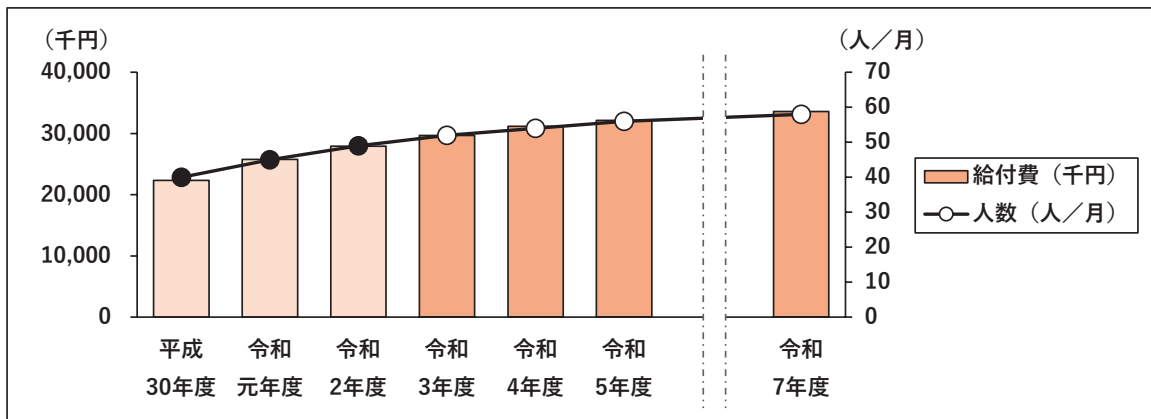
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	22,334	25,765	27,933
サービス利用者数（人／月）	40	45	49

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	29,683	31,188	32,139	33,617
サービス利用者数（人／月）	52	54	56	58

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

在宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

④ 訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士*、作業療法士*が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するため、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を図ります。

<サービス提供実績>

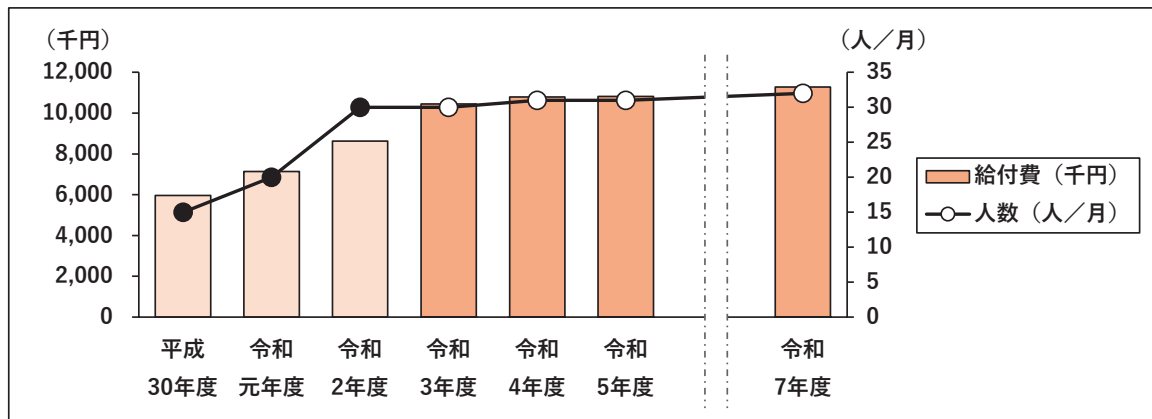
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量 (千円)	5,960	7,139	8,623
サービス利用者数 (人/月)	15	20	30

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量 (千円)	10,451	10,786	10,817	11,284
サービス利用者数 (人/月)	30	31	31	32

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

病院等からの退院後、利用者の療養状況に応じて、機能訓練等のリハビリが必要な方にサービスを提供するため、医療との連携が必要となってきます。

サービスの利用量は極端に増えていませんが、第7期計画期間中の傾向が続くものとして、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

<サービス提供実績>

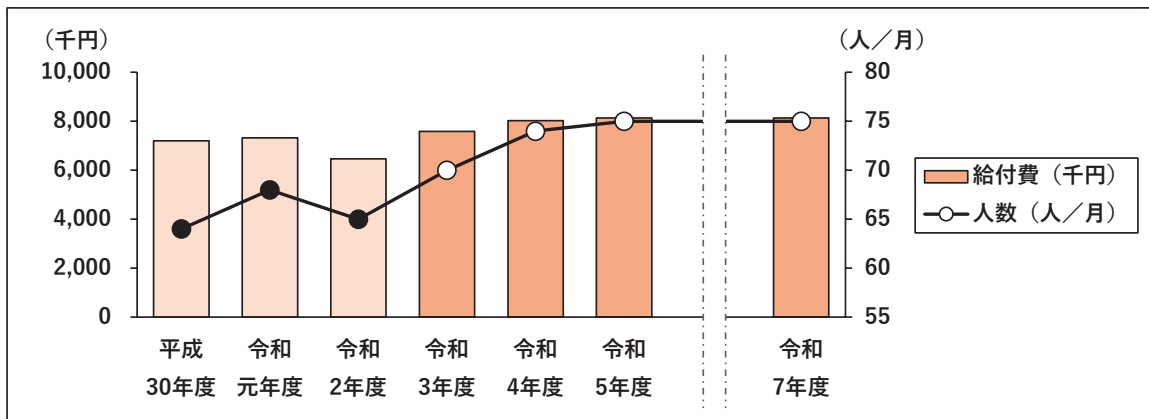
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	7,199	7,322	6,470
サービス利用者数（人／月）	64	68	65

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	7,591	8,025	8,135	8,137
サービス利用者数（人／月）	70	74	75	75

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

重度の要介護者の増加とともに、利用も伸びる傾向があります。在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

⑥ 通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

<サービス提供実績>

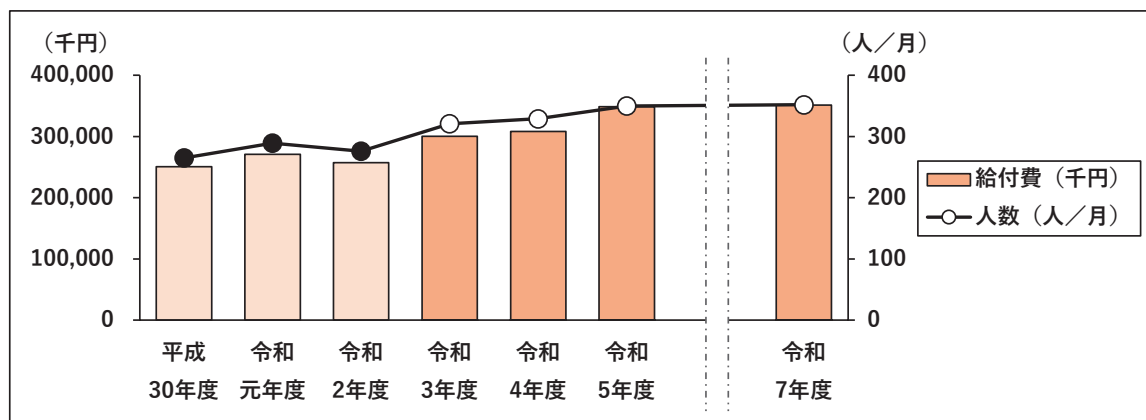
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	250,752	270,927	257,468
サービス利用者数（人／月）	265	289	276

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	300,383	308,375	348,697	351,578
サービス利用者数（人／月）	321	329	350	352

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

他の在宅サービスに比べて利用の多いサービスですが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数とのバランスや地域性に配慮しつつ、提供量を確保します。

また、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

⑦ 通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

<サービス提供実績>

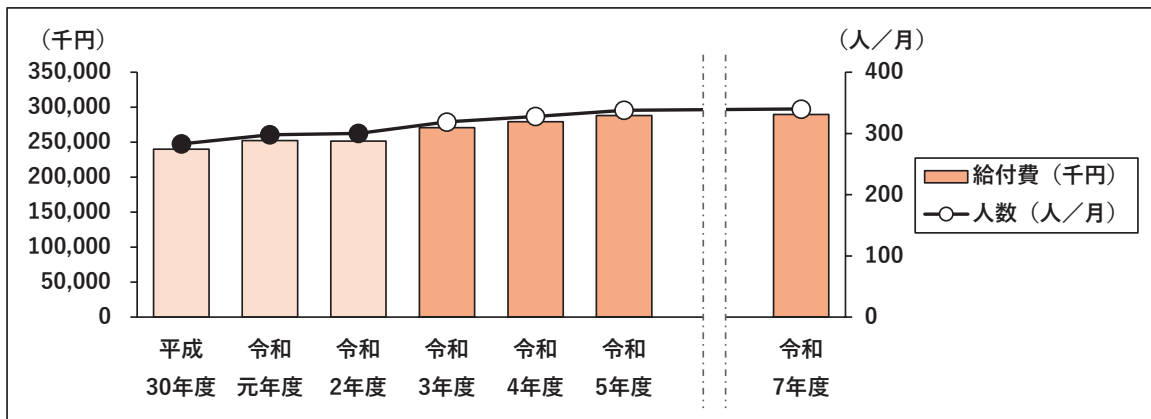
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	240,019	252,413	251,641
サービス利用者数（人／月）	283	298	300

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	271,036	279,413	288,290	289,834
サービス利用者数（人／月）	319	328	338	340

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用が増えると思込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

⑧ 短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

<サービス提供実績>

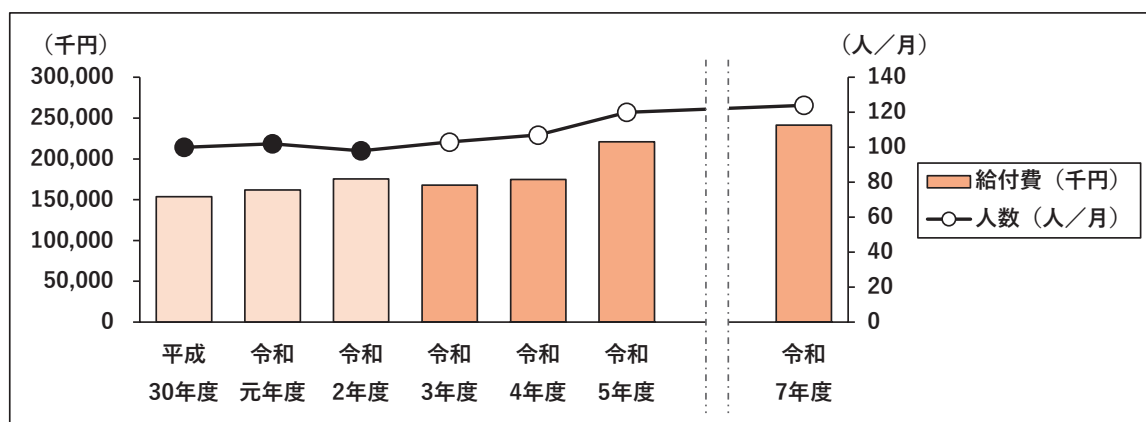
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	153,746	161,859	175,573
サービス利用者数（人／月）	100	102	98

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	168,026	174,708	220,872	241,443
サービス利用者数（人／月）	103	107	120	124

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

また、長期間の滞在者に対しては、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）と検討していきます。

⑨ 短期入所療養介護（老健）

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

<サービス提供実績>

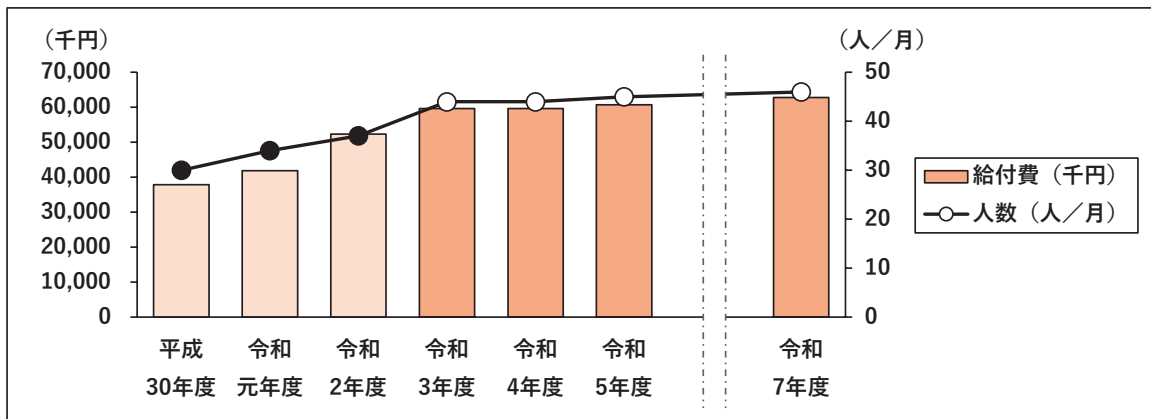
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	37,831	41,885	52,343
サービス利用者数（人／月）	30	34	37

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	59,620	59,654	60,711	62,772
サービス利用者数（人／月）	44	44	45	46

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

⑩ 短期入所療養介護（病院等）

在宅の要介護者等が、介護療養型医療施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

第7期計画期間中の実績において、令和2年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に転換されることから、提供量は見込んでおりません。

⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）

在宅の要介護者等が、介護医療院に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

近隣市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑫ 福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能訓練を目的とした福祉用具（車いすやベッド等）の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記の通りです。

・車いす	・車いす付属品	・特殊寝台（介護用ベッド）	・特殊寝台付属品
・じょくそう予防用具	・体位変換器	・手すり	・スロープ
・歩行器	・歩行補助杖	・認知症高齢者徘徊感知器	・移動用リフト

<サービス提供実績>

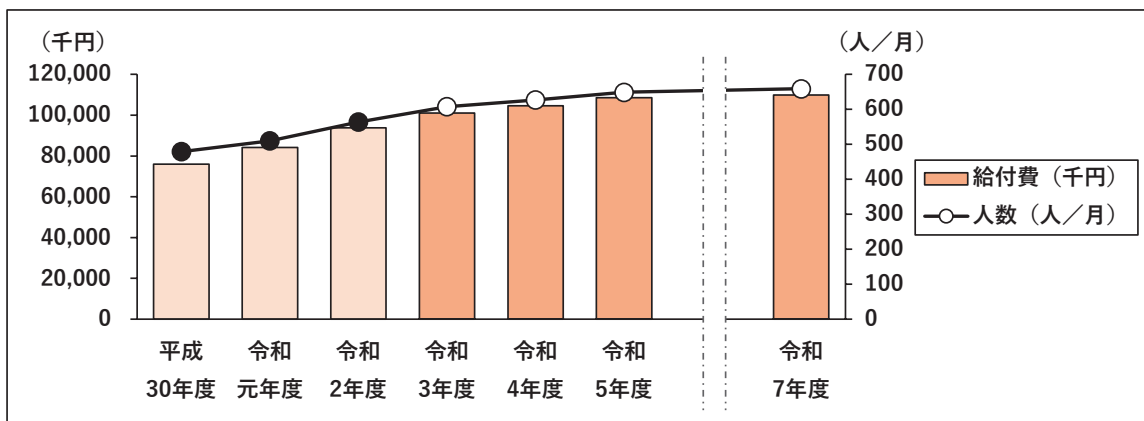
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	75,936	84,230	93,832
サービス利用者数（人／月）	479	510	564

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	101,111	104,604	108,537	109,899
サービス利用者数（人／月）	608	627	649	659

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

中重度者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であり、今後も利用が増えるが見込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

⑬ 特定福祉用具購入費

在宅の要介護者等へ、貸与になじまない入浴または排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

<サービス提供実績>

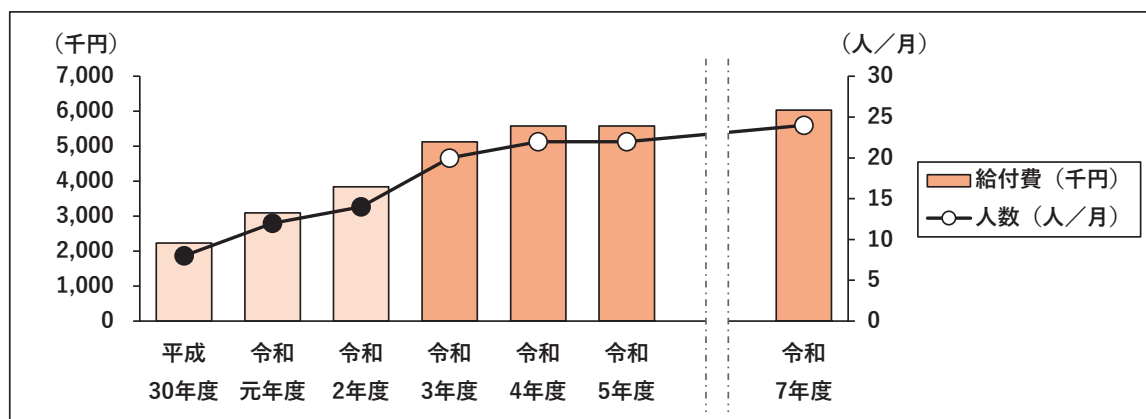
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	2,233	3,095	3,841
サービス利用者数（人／月）	8	12	14

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	5,128	5,581	5,581	6,034
サービス利用者数（人／月）	20	22	22	24

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第7期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正なサービスの利用を図っていきます。

⑭ 住宅改修費

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

<サービス提供実績>

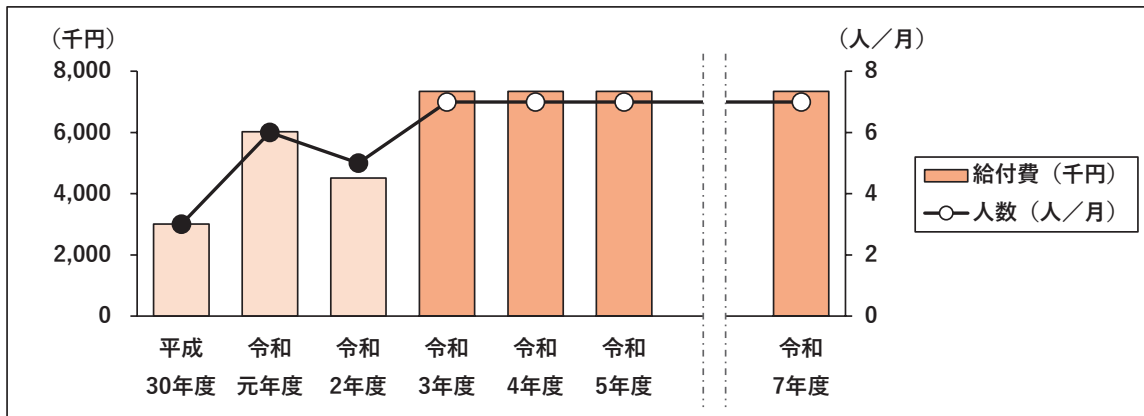
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	3,006	6,022	4,513
サービス利用者数（人／月）	3	6	5

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	7,344	7,344	7,344	7,344
サービス利用者数（人／月）	7	7	7	7

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第7期計画期間中の実績を踏まえて提供量は横ばいで推移するものと見込みました。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

⑮ 特定施設入居者生活介護

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

<サービス提供実績>

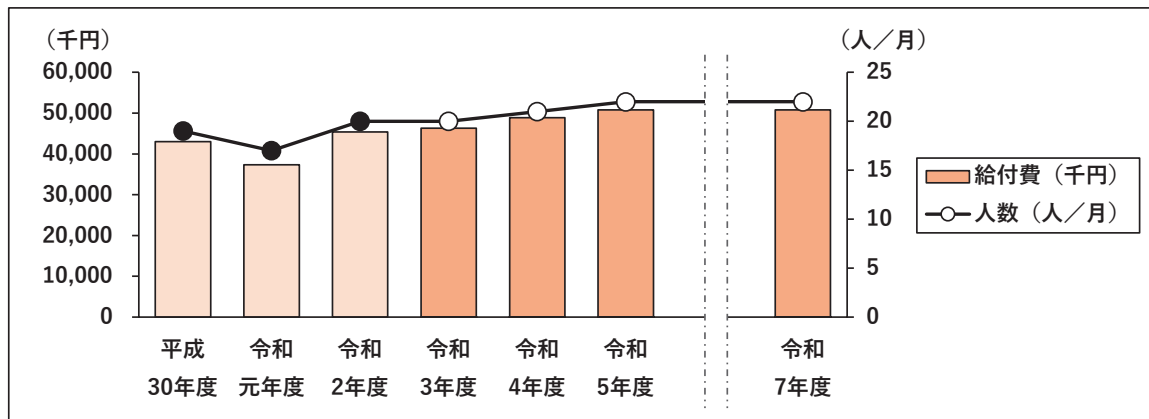
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	43,040	37,369	45,358
サービス利用者数（人／月）	19	17	20

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	46,338	48,853	50,765	50,765
サービス利用者数（人／月）	20	21	22	22

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら、整備を検討するものとします。

また、近隣市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

介護福祉士やヘルパー等が夜間定期的に自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除などの生活援助を行い、また医療ニーズが高い高齢者にも対応する「夜間対応型訪問介護」については、厚生労働省の想定する事業規模が人口規模 20～30 万人で 300～400 人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況です。

利用者のニーズや市内の参入事業者、近隣市の参入事業者の動向を継続的に把握しながら、基盤整備に向けて近隣市とともに検討していきます。

③ 地域密着型通所介護

利用定員数が18人以下の小規模な通所事業所で、在宅の要介護者等が、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

<サービス提供実績>

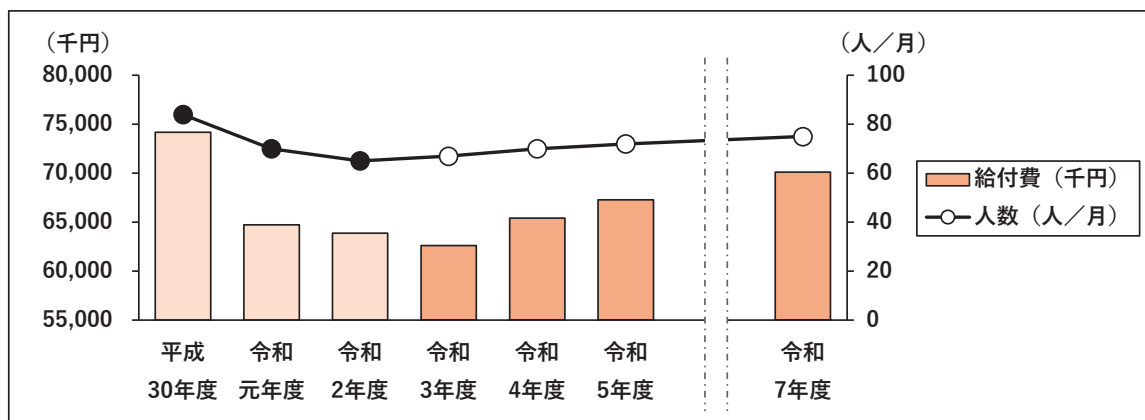
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	74,190	64,737	63,873
サービス利用者数（人／月）	84	70	65

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	62,624	65,418	67,297	70,115
サービス利用者数（人／月）	67	70	72	75

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
美野里	サービス利用者数（人／月）	40	41	42	42
玉里	サービス利用者数（人／月）	35	35	36	37

◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、適正な提供量の確保を図ります。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

<サービス提供実績>

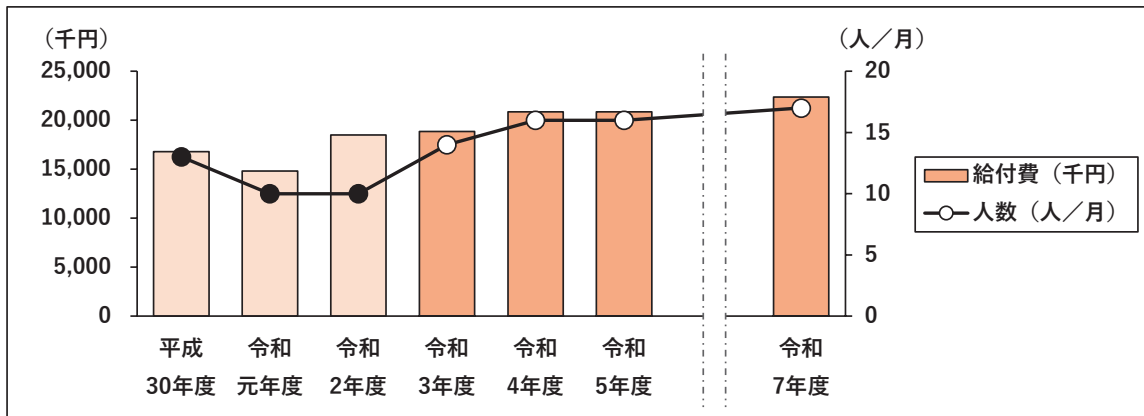
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	16,796	14,803	18,507
サービス利用者数（人／月）	13	10	10

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	18,849	20,865	20,865	22,384
サービス利用者数（人／月）	14	16	16	17

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
玉里	サービス利用者数 (人／月)	14	16	16	17

◆サービス見込量及び確保のための方策

第 7 期計画期間中の実績を踏まえるとともに、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されていることから、人数及び実態を把握しながら、事業を進めます。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

<サービス提供実績>

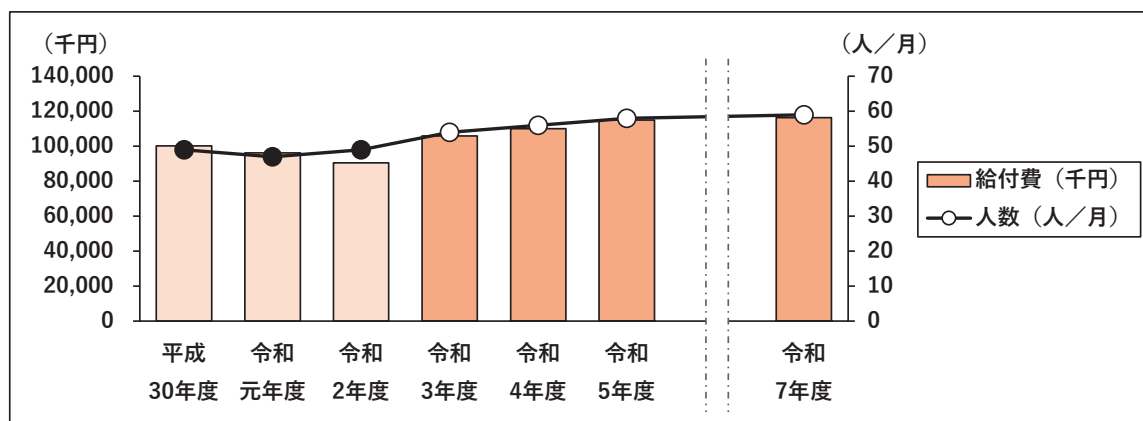
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	100,177	96,245	90,434
サービス利用者数（人／月）	49	47	49

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	105,942	110,027	114,963	116,326
サービス利用者数（人／月）	54	56	58	59

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小川	サービス利用者数（人／月）	31	32	33	34
玉里	サービス利用者数（人／月）	23	24	25	25

◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と伸び、将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

⑥ 認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることができます。

<サービス提供実績>

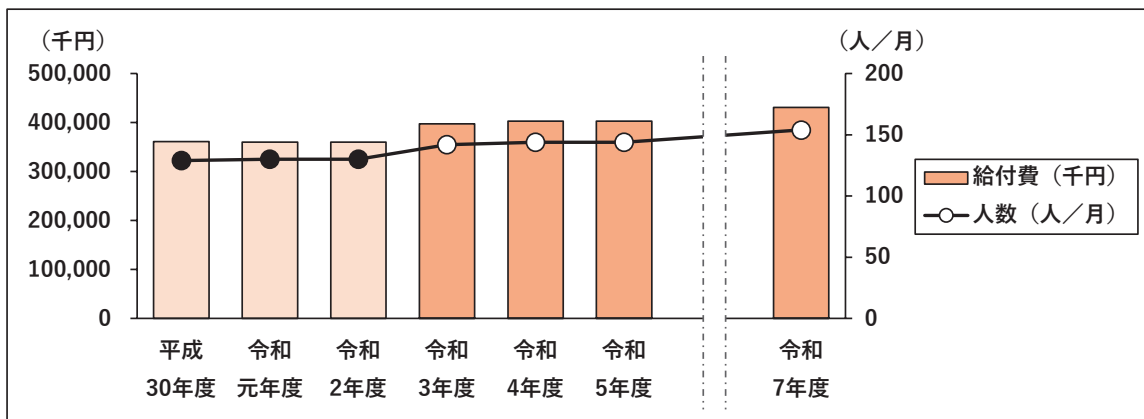
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	361,230	360,232	360,289
サービス利用者数（人／月）	129	130	130

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	397,215	403,108	403,192	431,005
サービス利用者数（人／月）	142	144	144	154

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
小川	サービス利用者数 (人／月)	54	55	56	58
		54	54	54	54
美野里	サービス利用者数 (人／月)	34	36	37	39
		36	36	36	36
玉里	サービス利用者数 (人／月)	54	54	55	57
		54	54	54	54
市全域 必要利用定員総数 (人／月)		144	144	144	144

※表中の下段は、必要利用定員総数

◆サービス見込量及び確保のための方策

第 7 期計画期間中の実績を踏まえるとともに、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されていることから、人数及び実態を把握しながら、事業を進めます。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）であって、定員 29 人以下の規模のものであり、食事、入浴、排せつなどの介護等を中心に行うサービスです。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第7期計画期間の最終年度（令和2年度）における必要利用定員総数についても、0人/月と見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下(29人以下)の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

<サービス提供実績>

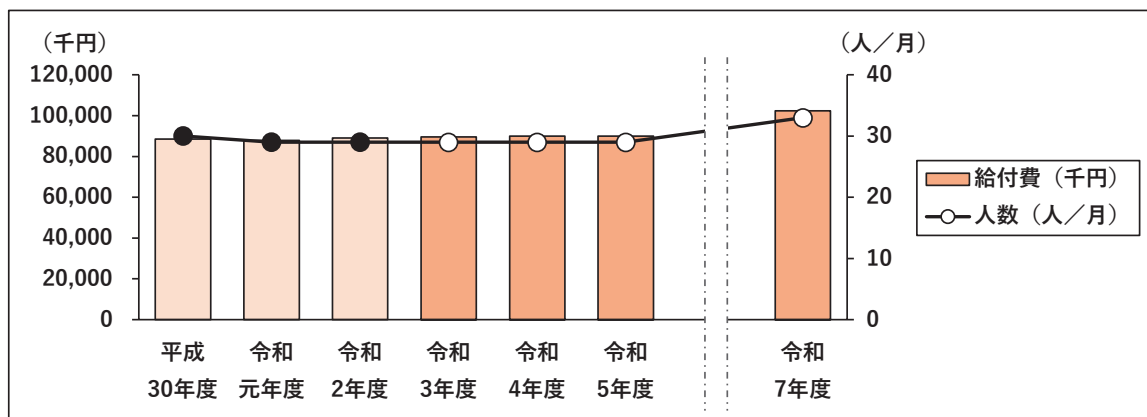
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	88,472	87,852	89,115
サービス利用者数（人/月）	30	29	29

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	89,522	89,972	89,972	102,319
サービス利用者数（人/月）	29	29	29	33

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
玉里	サービス利用者数 (人/月)	28	28	28	33
		29	29	29	29
市全域 必要利用定員総数 (人/月)		29	29	29	29

※表中の下段は、必要利用定員総数
※利用者数は、市外施設のみなし利用者を含むため、必要利用定員数を上回る

◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、適正な提供量の確保を図ります。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。引き続き、利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら、整備を検討するものとします。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

<サービス提供実績>

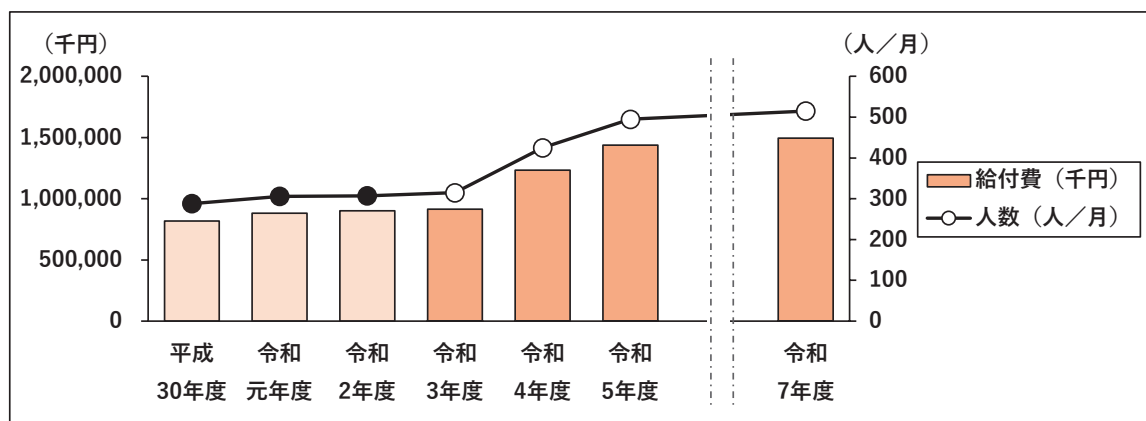
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量 (千円)	818,422	881,566	900,602
サービス利用者数 (人/月)	288	306	307

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量 (千円)	914,713	1,233,391	1,437,426	1,495,783
サービス利用者数 (人/月)	315	425	495	515

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

令和 3 年度の増床 (8 床増床)、令和 4 年度の開設 (110 床)、令和 5 年度の開設 (70 床) に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

② 介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスに基づく医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

<サービス提供実績>

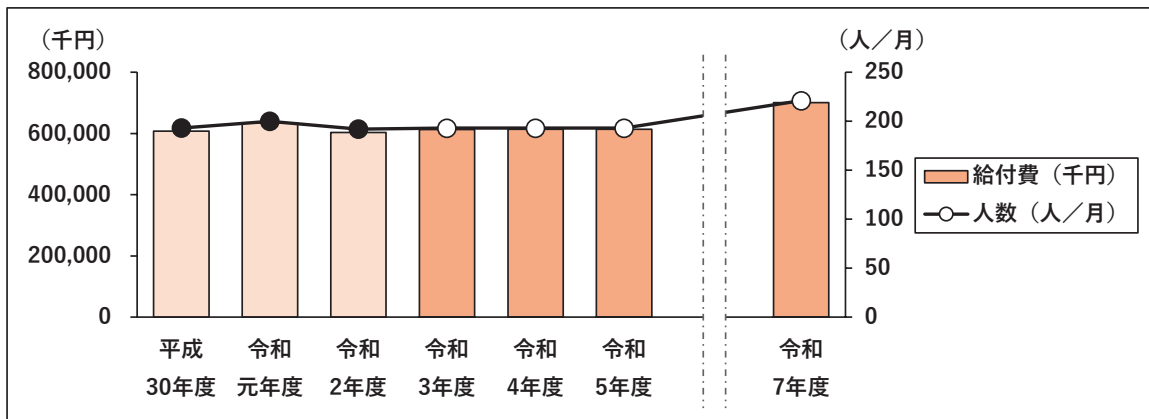
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	607,511	634,444	603,099
サービス利用者数（人／月）	193	200	192

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	613,233	613,573	613,573	700,946
サービス利用者数（人／月）	193	193	193	221

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

現在の開設状況に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

③ 介護医療院

介護医療院は、医療と介護の連携を推進する観点から、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備える施設です。

<サービス提供実績>

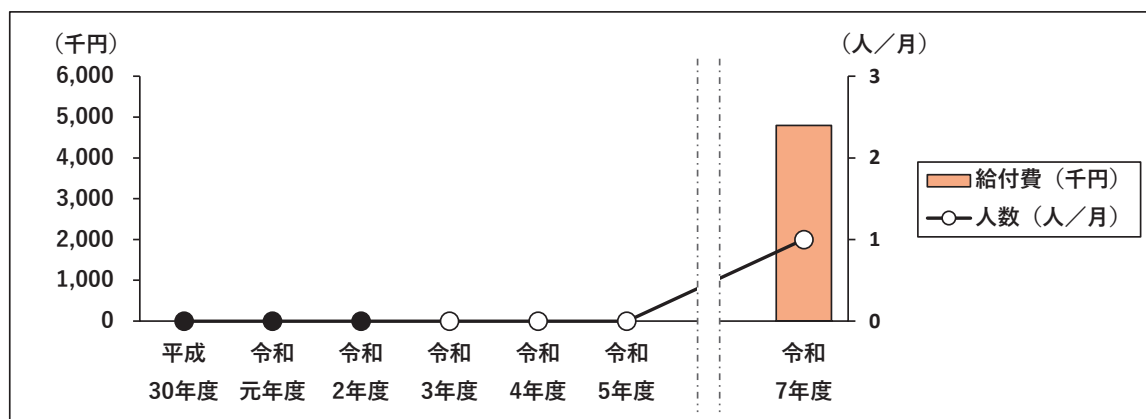
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	0	0	0
サービス利用者数（人／月）	0	0	0

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	0	0	0	4,799
サービス利用者数（人／月）	0	0	0	1

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

介護医療院は、令和6年3月までに介護療養型医療施設が介護医療院に順次転換することとされていることから、第8期計画期間中は見込んでおりませんが、転換後となる令和7年度には、必要な提供量を見込んでいます。

利用者の状態に即した医療や介護サービスなどが切れ目なく提供できるよう、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供ができる体制の確保に努めます。

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画に基づく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

<サービス提供実績>

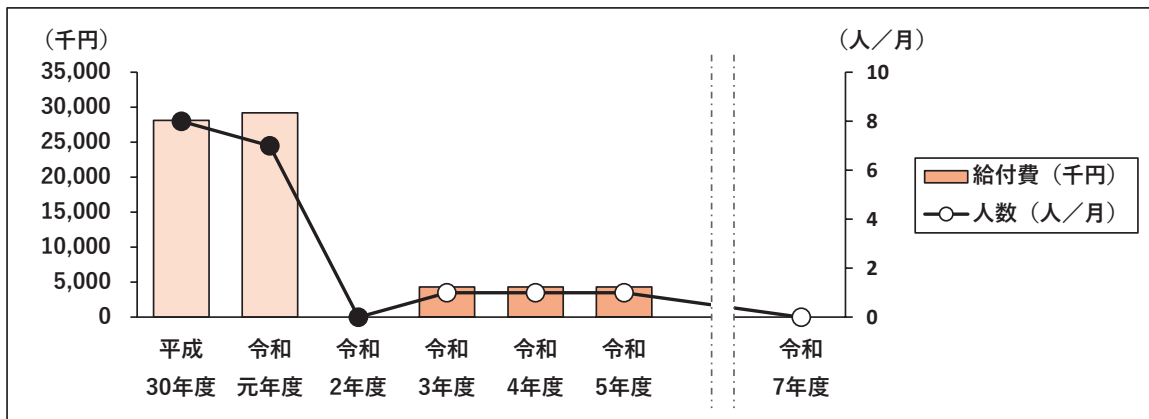
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	28,133	29,215	0
サービス利用者数（人／月）	8	7	0

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	4,322	4,325	4,325	
サービス利用者数（人／月）	1	1	1	

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

介護療養型医療施設は、平成30年3月末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が令和6年3月までに延長され、この間に介護療養型医療施設は介護医療院に順次転換することとされています。そのため、第7期計画期間中の実績を横ばいで推移するものと見込み、令和7年度の提供量については見込んでおりません。

また、介護医療院のサービス見込量については、介護医療院へと転換される時期が未確定のため、第8期計画期間中は見込んでおりません。

(4) 居宅介護支援

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

<サービス提供実績>

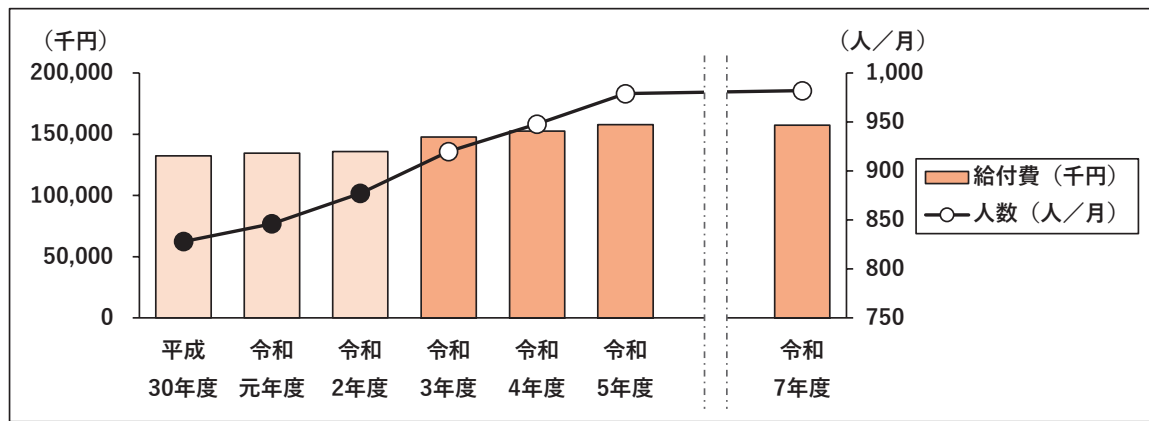
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量(千円)	132,425	134,607	135,813
サービス利用者数(人/月)	828	846	877

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量(千円)	147,825	152,682	157,802	157,440
サービス利用者数(人/月)	920	948	979	982

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

要介護者の増加に伴い、提供量も増加するものと見込みました。

また、第7期計画に引き続き介護給付適正化事業を推進することにより、事業者への実地指導等を行い、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象にスキルアップを図るほか、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

2. 予防給付

(1) 介護予防サービス

① 介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

<サービス提供実績>

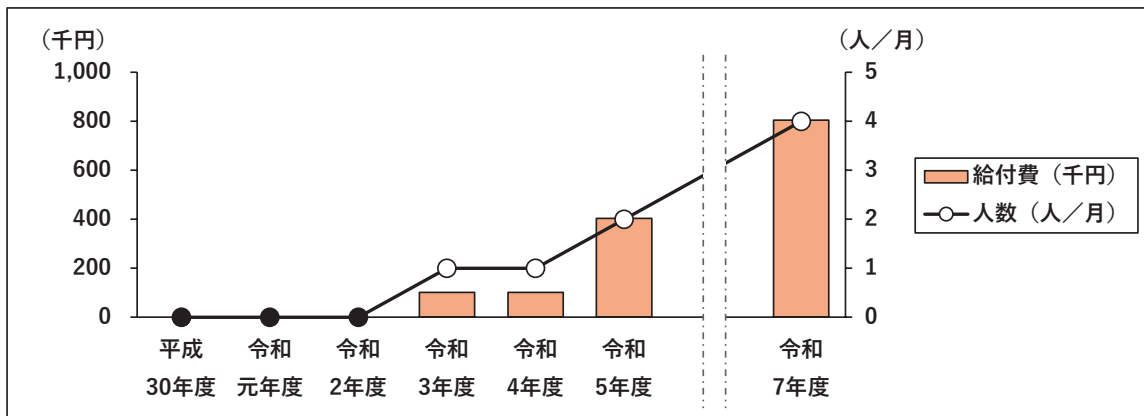
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	0	0	0
サービス利用者数（人／月）	0	0	0

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	101	101	403	805
サービス利用者数（人／月）	1	1	2	4

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中は利用されておりませんが、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によるサービス利用の可能性を考慮し、過去の実績を参考に提供量を確保しました。

② 介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

<サービス提供実績>

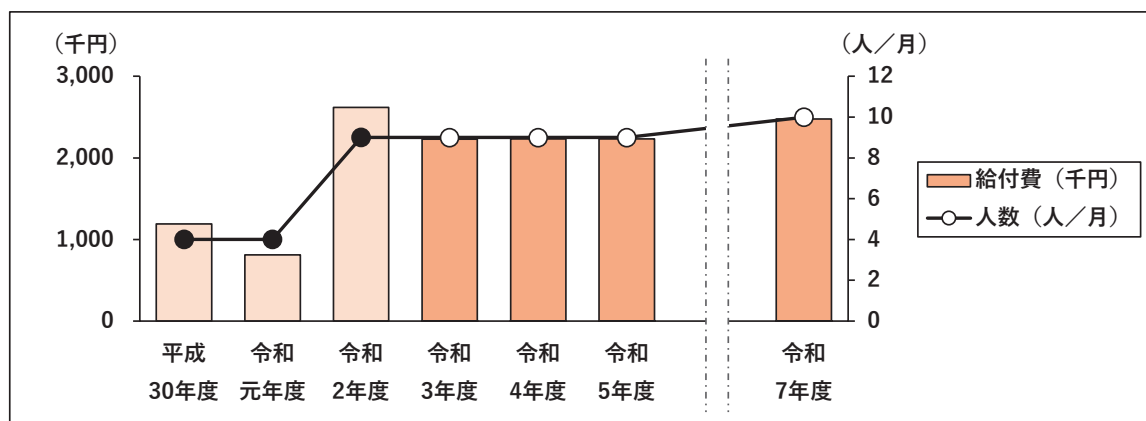
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	1,191	810	2,619
サービス利用者数（人／月）	4	4	9

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	2,231	2,232	2,232	2,476
サービス利用者数（人／月）	9	9	9	10

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績を踏まえるとともに、居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、提供量確保の方策を検討していきます。

③ 介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

<サービス提供実績>

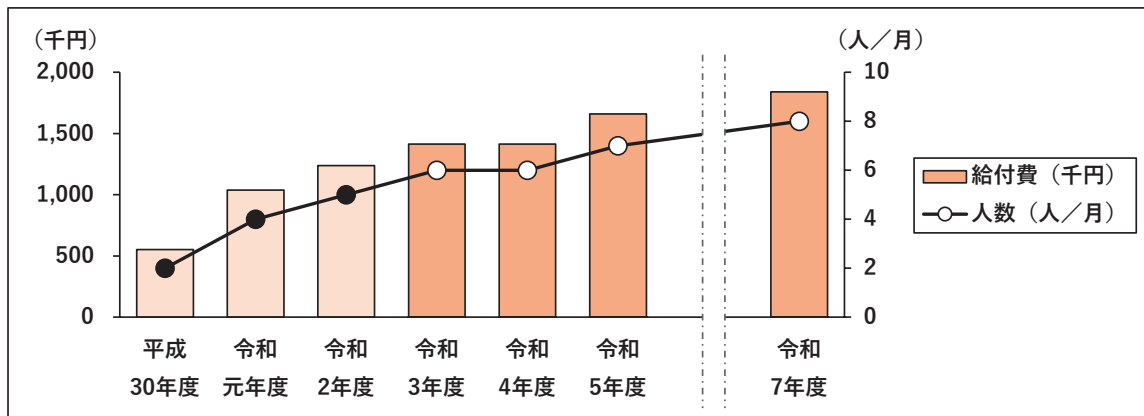
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	551	1,038	1,239
サービス利用者数（人／月）	2	4	5

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	1,413	1,414	1,661	1,841
サービス利用者数（人／月）	6	6	7	8

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

④ 介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理、指導を受けることによって、介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

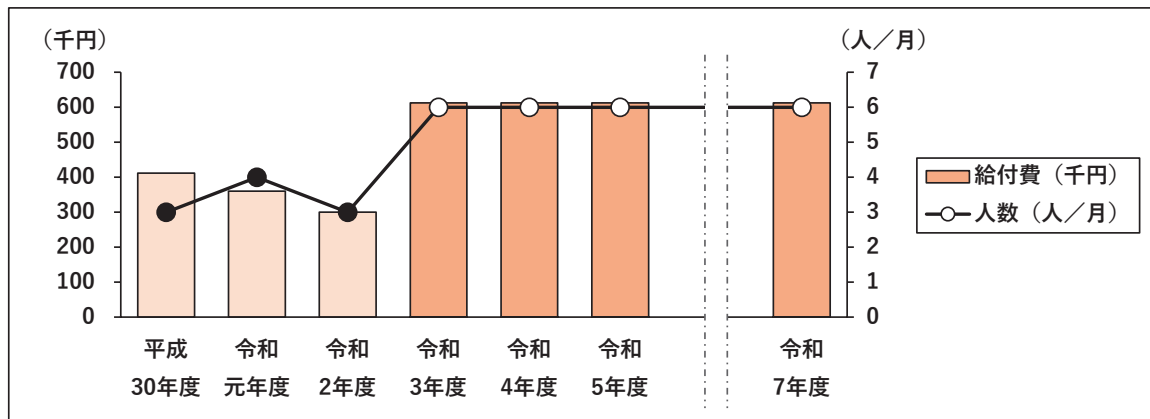
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	412	360	300
サービス利用者数（人／月）	3	4	3

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	613	613	613	613
サービス利用者数（人／月）	6	6	6	6

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第 7 期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤ 介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

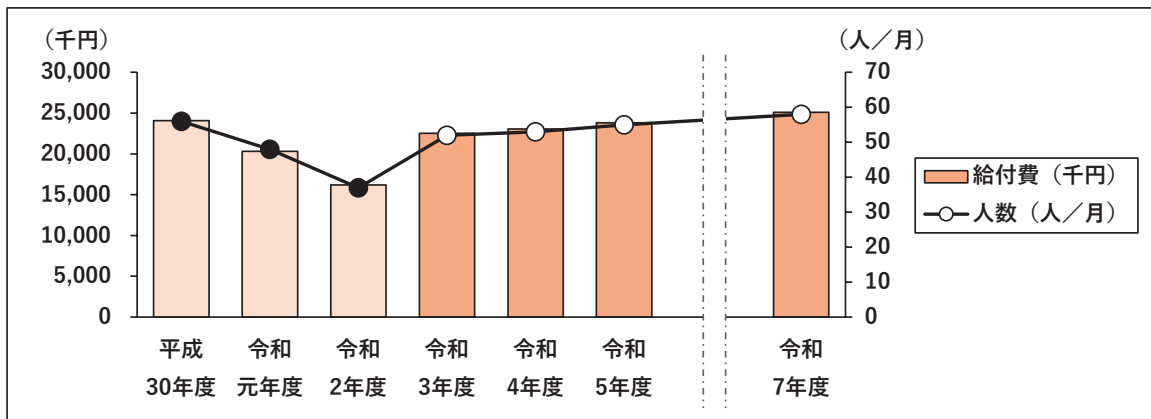
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	24,074	20,333	16,190
サービス利用者数（人／月）	56	48	37

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	22,531	23,046	23,826	25,109
サービス利用者数（人／月）	52	53	55	58

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が増加で推移するものと見込みました。

⑥ 介護予防短期入所生活介護

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

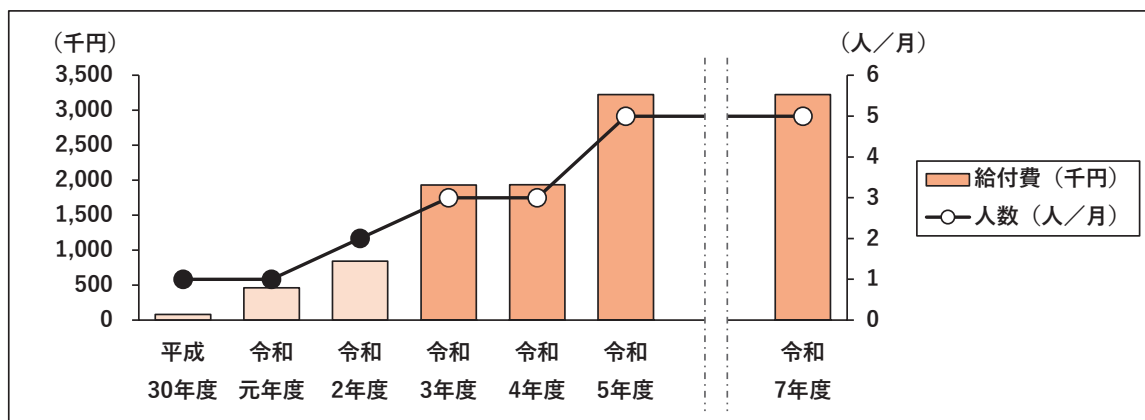
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	81	462	843
サービス利用者数（人／月）	1	1	2

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	1,933	1,934	3,224	3,224
サービス利用者数（人／月）	3	3	5	5

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第 7 期計画期間中の実績を踏まえ、微増で推移するものと見込み、施設等と連携して提供量を確保します。

⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）

要支援者が介護老人保健施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

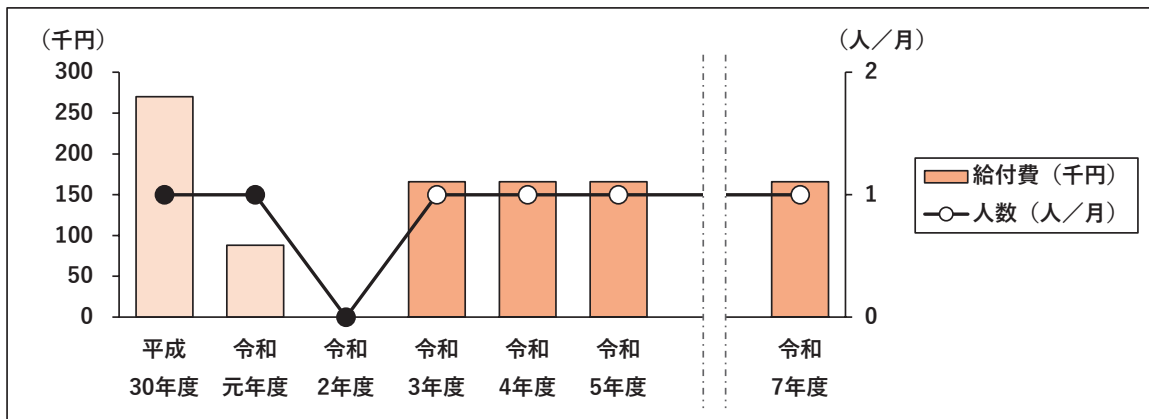
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	270	88	0
サービス利用者数（人／月）	1	1	0

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	166	166	166	166
サービス利用者数（人／月）	1	1	1	1

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績において、令和2年度は利用されておりませんが、平成30年度、令和元年度の実績を参考に提供量を確保しました。

⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等）

要支援者が介護療養型医療施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

第7期計画期間中の実績において、令和2年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に転換されることから、提供量は見込んでおりません。

⑨ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

要支援者が介護医療院に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

近隣市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑩ 介護予防福祉用具貸与

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

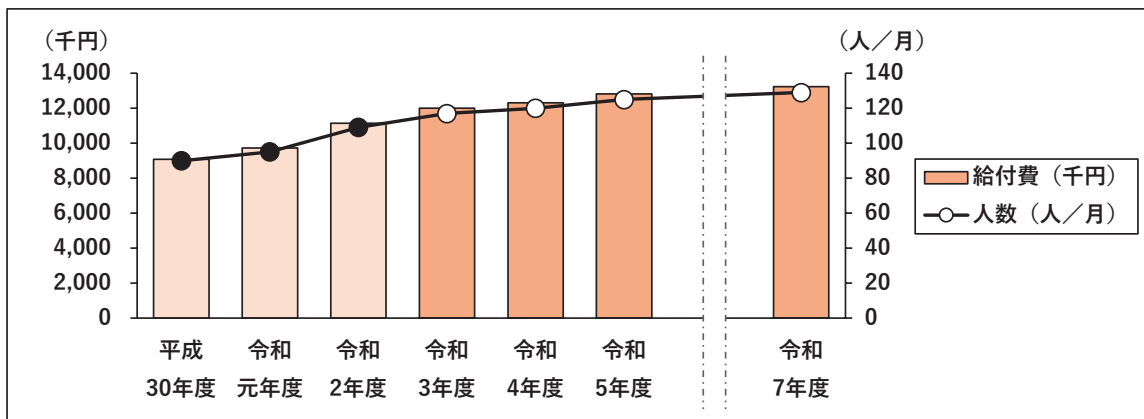
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	9,076	9,731	11,152
サービス利用者数（人／月）	90	95	109

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	12,002	12,309	12,822	13,236
サービス利用者数（人／月）	117	120	125	129

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績は伸びており、また、今後も利用が増えることと見込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

⑪ 特定介護予防福祉用具購入費

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

<サービス提供実績>

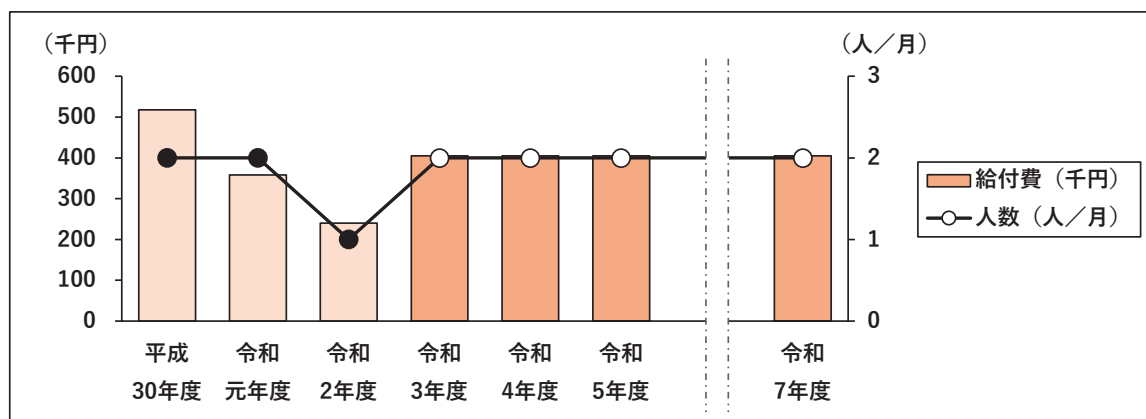
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	518	358	240
サービス利用者数（人／月）	2	2	1

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	405	405	405	405
サービス利用者数（人／月）	2	2	2	2

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正なサービスの利用を図っていきます。

⑫ 介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

<サービス提供実績>

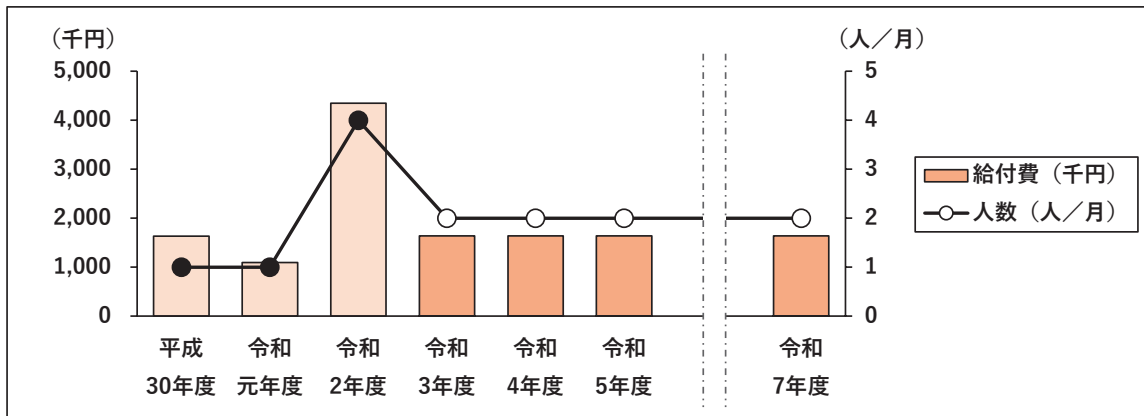
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	1,632	1,093	4,348
サービス利用者数（人／月）	1	1	4

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	1,639	1,639	1,639	1,639
サービス利用者数（人／月）	2	2	2	2

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

<サービス提供実績>

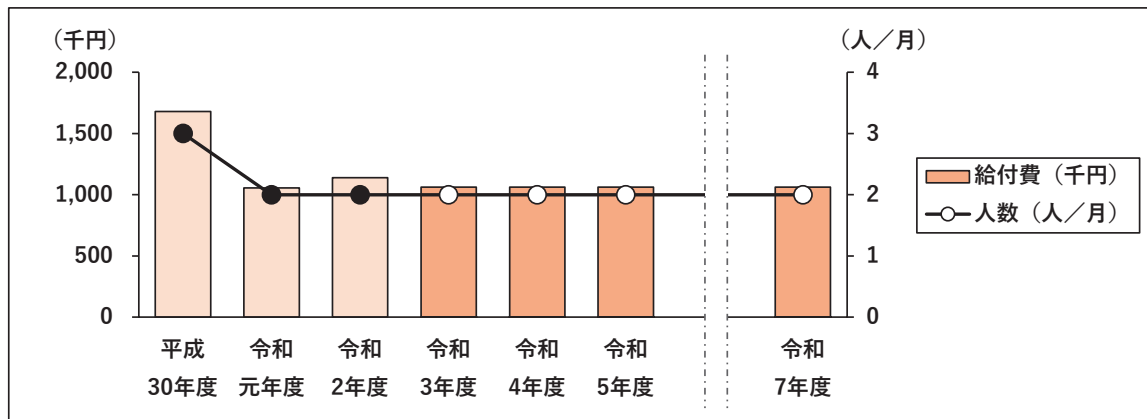
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量 (千円)	1,681	1,056	1,140
サービス利用者数 (人/月)	3	2	2

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量 (千円)	1,062	1,063	1,063	1,063
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2	2

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

サービスの性質上、月により利用者数の変動のあるサービスですが、今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

(2) 地域密着型介護予防サービス

① 介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方であって、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行います。

<サービス提供実績>

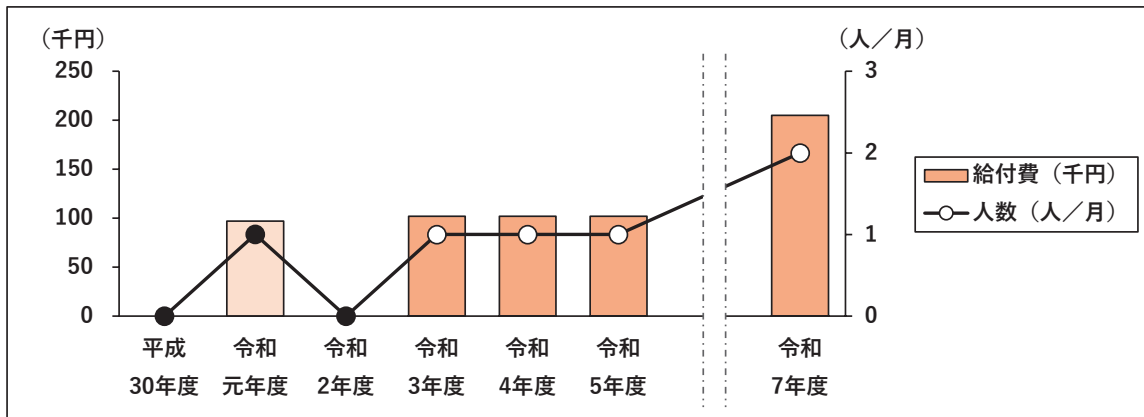
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	0	97	0
サービス利用者数（人／月）	0	1	0

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	102	102	102	205
サービス利用者数（人／月）	1	1	1	2

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
玉里	サービス利用者数（人／月）	1	1	1	2

◆サービス見込量及び確保のための方策

認知症施策を充実する観点から提供量を見込み、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら対応を検討します。

なお、事業者には、認知症ケアの質の向上について、県等が実施する認知症研修への参加を勧めます。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、運動器の機能向上等の機能訓練を行います。

<サービス提供実績>

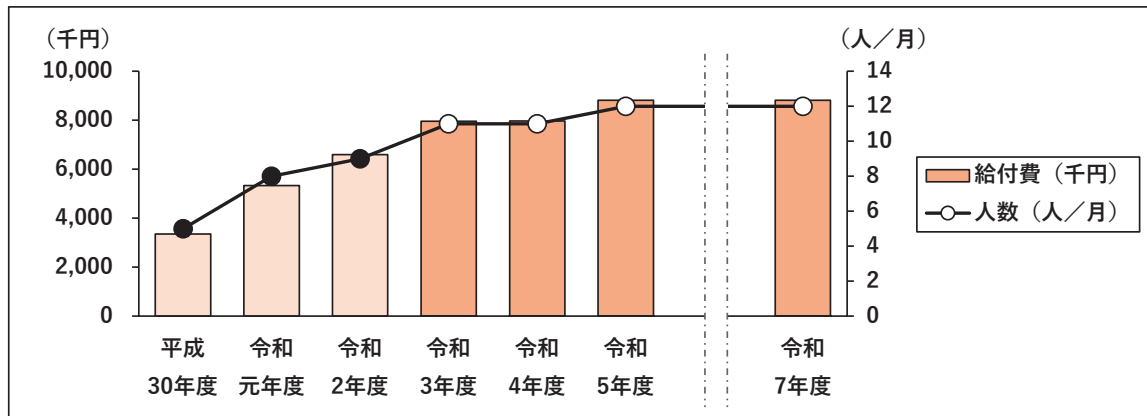
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	3,351	5,338	6,593
サービス利用者数（人／月）	5	8	9

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	7,963	7,968	8,820	8,820
サービス利用者数（人／月）	11	11	12	12

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



<日常生活圏域別 サービス提供見込量>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小川	サービス利用者数（人／月）	5	5	6	6
玉里	サービス利用者数（人／月）	6	6	6	6

◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中の実績と将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

<サービス提供実績>

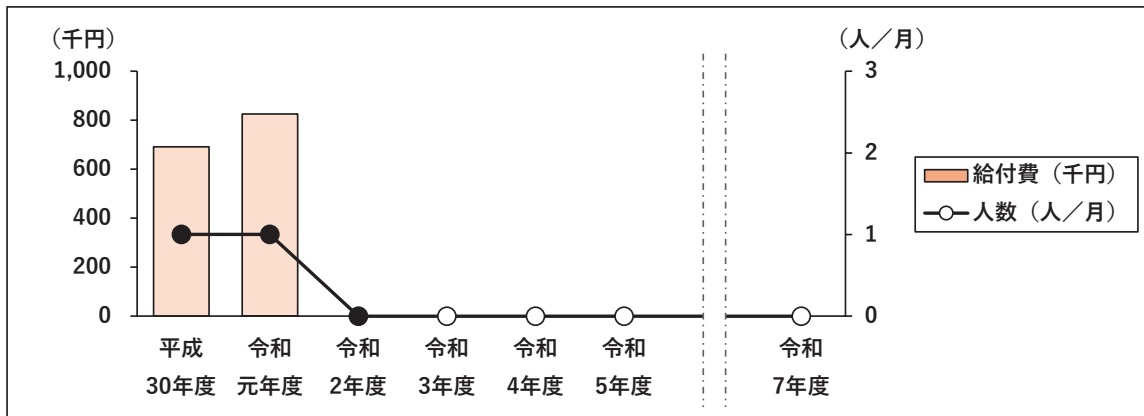
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サービス提供量（千円）	692	826	0
サービス利用者数（人／月）	1	1	0

※令和 2 年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
サービス提供量（千円）	0	0	0	0
サービス利用者数（人／月）	0	0	0	0

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

第7期計画期間中における令和2年度の実績がないことから、サービスの性質上、介護給付での提供量を見込むこととし、予防給付での提供量は見込んでおりません。

(3) 介護予防支援

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

<サービス提供実績>

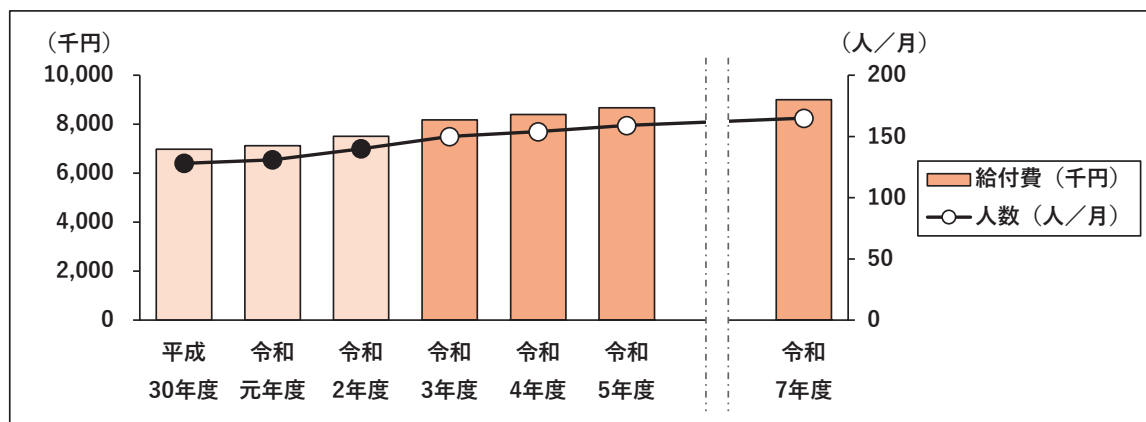
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	6,978	7,125	7,511
サービス利用者数（人／月）	128	131	140

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	8,179	8,402	8,674	9,002
サービス利用者数（人／月）	150	154	159	165

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

要支援者の伸びに合わせて、提供量も推移すると見込みました。

なお、要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

3. 市町村特別給付

市町村特別給付は、要介護者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、紙おむつ等支給サービスを独自サービスとして実施します。

(1) 紙おむつ等支給サービス

在宅で生活する寝たきりや認知症高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

<サービス提供実績>

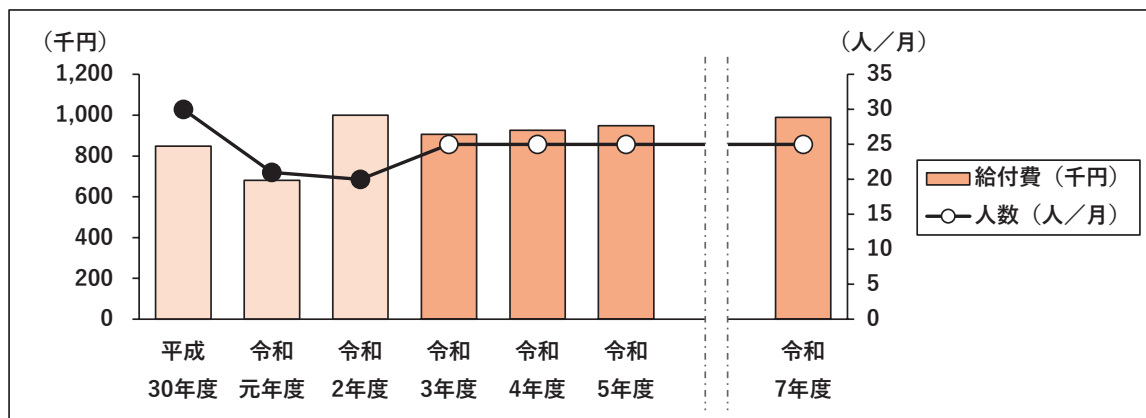
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス提供量（千円）	849	681	1,000
サービス利用者数（人／月）	30	21	20

※令和2年度は見込量

<サービス提供見込量>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス提供量（千円）	906	926	948	990
サービス利用者数（人／月）	25	25	25	25

<サービス提供実績と提供見込量の推移>



◆サービス見込量及び確保のための方策

在宅での介護を必要とする高齢者に対する施策を充実させる観点から提供量を見込み、寝たきりや認知症高齢者の人数や実態を調査・把握しながら事業を進めます。

第6節 給付費等の見込み

1. 総給付費の見込み

<介護給付費>

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	84,320	86,565	94,411	96,804
訪問入浴介護	17,640	18,150	19,584	25,118
訪問看護	29,683	31,188	32,139	33,617
訪問リハビリテーション	10,451	10,786	10,817	11,284
居宅療養管理指導	7,591	8,025	8,135	8,137
通所介護	300,383	308,375	348,697	351,578
通所リハビリテーション	271,036	279,413	288,290	289,834
短期入所生活介護	168,026	174,708	220,872	241,443
短期入所療養介護（老健）	59,620	59,654	60,711	62,772
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	101,111	104,604	108,537	109,899
特定福祉用具購入費	5,128	5,581	5,581	6,034
住宅改修費	7,344	7,344	7,344	7,344
特定施設入居者生活介護	46,338	48,853	50,765	50,765
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	62,624	65,418	67,297	70,115
認知症対応型通所介護	18,849	20,865	20,865	22,384
小規模多機能型居宅介護	105,942	110,027	114,963	116,326
認知症対応型共同生活介護	397,215	403,108	403,192	431,005
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,522	89,972	89,972	102,319
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	914,713	1,233,391	1,437,426	1,495,783
介護老人保健施設	613,233	613,573	613,573	700,946
介護医療院	0	0	0	4,799
介護療養型医療施設	4,322	4,325	4,325	
(4) 居宅介護支援				
	147,825	152,682	157,802	157,440
合計	3,462,916	3,836,607	4,165,298	4,395,746

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

< 予防給付費 >

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	101	101	403	805
介護予防訪問看護	2,231	2,232	2,232	2,476
介護予防訪問リハビリテーション	1,413	1,414	1,661	1,841
介護予防居宅療養管理指導	613	613	613	613
介護予防通所リハビリテーション	22,531	23,046	23,826	25,109
介護予防短期入所生活介護	1,933	1,934	3,224	3,224
介護予防短期入所療養介護（老健）	166	166	166	166
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,002	12,309	12,822	13,236
特定介護予防福祉用具購入費	405	405	405	405
介護予防住宅改修	1,639	1,639	1,639	1,639
介護予防特定施設入居者生活介護	1,062	1,063	1,063	1,063
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	102	102	102	205
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,963	7,968	8,820	8,820
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援				
	8,179	8,402	8,674	9,002
合計	60,340	61,394	65,650	68,604

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

< 総給付費（介護給付費＋予防給付費） >

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	3,523,256	3,898,001	4,230,948	4,464,350
伸び率	－	10.64%	8.54%	－

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

2. 介護保険標準給付費見込額

< 介護保険標準給付費見込額 >

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	3,523,256	3,898,001	4,230,948	11,652,205
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	168,984	161,434	165,363	495,781
特定入所者介護サービス費等給付額	190,932	195,098	199,773	585,803
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	21,948	33,664	34,410	90,022
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	76,705	77,862	79,728	234,295
高額介護サービス費等給付額	77,717	79,413	81,316	238,447
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	1,012	1,551	1,588	4,152
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,835	8,006	8,198	24,040
算定対象審査支払手数料*	2,552	2,608	2,670	7,830
標準給付費見込額	3,779,333	4,147,911	4,486,907	12,414,150

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

3. 地域支援事業費見込額

<地域支援事業費見込額>

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	60,786	62,330	63,986	187,102
介護予防・生活支援サービス	56,570	58,114	59,770	174,454
訪問介護相当サービス	11,383	12,455	13,627	37,465
61人	61人	64人	66人	191人
訪問型サービスC	316	316	316	948
通所介護相当サービス	18,931	18,942	18,953	56,827
65人	65人	66人	196人	
通所型サービスA	19,891	20,353	20,826	61,070
10人	10人	11人	31人	
通所型サービスC	887	887	887	2,661
通所型サービス（その他）	2,521	2,521	2,521	7,563
介護予防ケアマネジメント	2,640	2,640	2,640	7,920
一般介護予防事業	4,216	4,216	4,216	12,648
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	1,290	1,290	1,290	3,871
地域介護予防活動支援事業	2,846	2,846	2,846	8,538
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	80	80	80	240
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	0	0	0	0
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	84,559	86,928	89,373	260,860
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	66,810	69,061	71,387	207,258
任意事業	17,749	17,867	17,986	53,602
包括的支援事業（社会保障充実分）	32,993	33,436	33,896	100,326
在宅医療・介護連携推進事業	6,590	6,901	7,227	20,718
生活支援体制整備事業	9,764	9,896	10,030	29,690
認知症初期集中支援推進事業	3,908	3,908	3,908	11,724
認知症地域支援・ケア向上事業	12,205	12,205	12,205	36,615
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	526	526	526	1,578
合計	178,338	182,694	187,255	548,288

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

第7節 基準月額介護保険料の算出

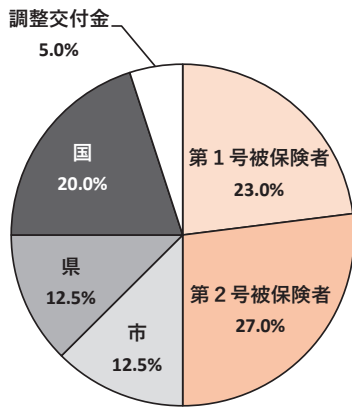
1. 第8期計画期間の保険料の設定

(1) 第1号被保険者の負担割合

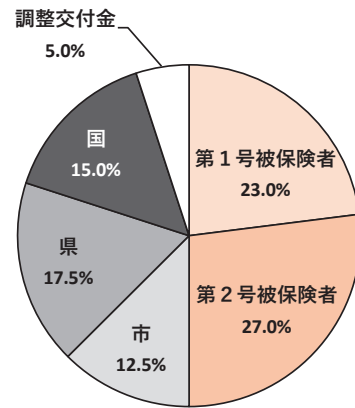
介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

第8期においては、介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合が23％、第2号被保険者の負担割合が27％となります。

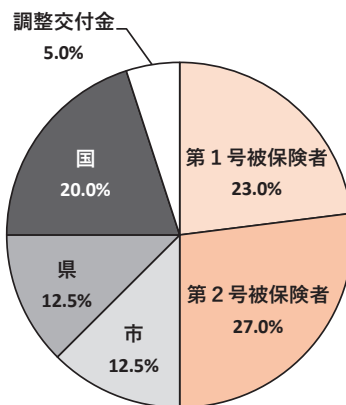
<介護保険標準給付費>
(居宅給付費)



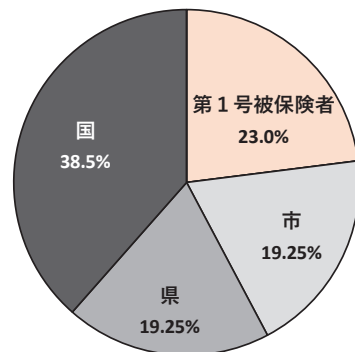
<介護保険標準給付費>
(施設等給付費)



<地域支援事業費>
(介護予防・日常生活支援総合事業)



<地域支援事業費>
(包括的支援事業・任意事業)



(2) 介護保険料負担の所得段階

保険給付のさらなる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定（標準9段階）が示されています。

【参考】国が示した所得段階（標準9段階）

所得段階	対象者	費用負担割合
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.75
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 ×1.00
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.70

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

(3) 公費による保険料の負担軽減

第7期から引き続き、保険料所得段階（147ページ参照）による第1段階から第3段階については、国・都道府県・市町村が公費で負担することにより、保険料の負担軽減を行います。

(4) 第8期における第1号被保険者の推計

令和2年4月1日の所得段階を参考に、新たな所得段階被保険者数を推計した結果は次のとおりです。

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合
第1段階被保険者数	2,407人	2,426人	2,447人	16.2%
第2段階被保険者数	1,070人	1,078人	1,087人	7.2%
第3段階被保険者数	802人	809人	815人	5.4%
第4段階被保険者数	2,436人	2,456人	2,477人	16.4%
第5段階被保険者数	2,333人	2,352人	2,370人	15.7%
第6段階被保険者数	2,348人	2,367人	2,385人	15.8%
第7段階被保険者数	2,006人	2,022人	2,038人	13.5%
第8段階被保険者数	817人	824人	830人	5.5%
第9段階被保険者数	639人	644人	649人	4.3%
合計	14,858人	14,978人	15,098人	100.0%

(5) 保険料基準額に対する割合の弾力化の実施

国は、保険料基準額の検討に際して、保険者判断による弾力化を可能としています。

本市では、第7期から引き続き、低所得の方への配慮を強化するため、課税層の所得段階を細分化した10段階設定とします。

所得段階	対象者	費用負担割合
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.75
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 ×1.00
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	基準額 ×1.70
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が430万円以上の方	基準額 ×1.90

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

(6) 第8期における第1号被保険者保険料額

令和3年度から令和5年度の第8期計画期間における、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の合計は約130億円となります。これに、市町村特別給付費を加味し、保険料収納率の見込み、保険料基準額に対する割合の弾力化などを踏まえて算定した第1号被保険者の保険料基準額（第5段階の被保険者の保険料額）は5,350円（月額）となります。

また、介護給付費準備基金の取崩により、保険料の軽減を図っています。

		3年間合計	
A	標準給付費見込額	12,414,150,372	
B	地域支援事業費見込額	548,288,039	
C	合計	12,962,438,411	
D	第1号被保険者負担分相当額（23%）	2,981,360,835	
E	調整交付金*相当額	630,062,626	
F	調整交付金見込交付割合	3.59%	
G	後期高齢者加入割合補正係数	1.0609	
H	所得段階別加入割合補正係数	1.0003	
I	調整交付金見込額	451,703,000	
J	財政安定化基金搬出金見込額（0%）	—	
K	財政安定化基金償還金	—	
L	準備基金の残高	584,788,896	
M	準備基金取崩額	305,000,000	
N	市町村特別給付費	2,778,993	
O	保険料収納必要額 D+(E-I)+J-M+N	2,857,499,454	
P	予定保険料収納率	98.50%	
Q	3年間の段階別第1号被保険者数合計 44,934人	第1段階	7,280人
		第2段階	3,235人
		第3段階	2,426人
		第4段階	7,369人
		第5段階	7,055人
		第6段階	7,100人
		第7段階	6,066人
		第8段階	2,471人
		第9段階	854人
		第10段階	1,078人
R	弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	45,185人	
S	保険料基準額（月額 第5段階）	5,350円	
T	保険料基準額（年額 第5段階）	64,200円	

※Sは、10円未満を切り捨てています。

(7) 所得段階別保険料の月額

介護保険給付費の約 23%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第5段階が第1号被保険者の保険料基準額（1.00倍）となります。

所得段階	対象者	費用負担割合	月額保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (×0.30)	2,670円 (1,600円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75 (×0.50)	4,010円 (2,670円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.75 (×0.70)	4,010円 (3,740円)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	4,810円
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 ×1.00	5,350円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,420円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	6,950円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	8,020円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	基準額 ×1.70	9,090円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が430万円以上の方	基準額 ×1.90	10,160円

※10円未満を切り捨てています。

※第1段階から第3段階における（ ）内の数値は、令和3年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

第8節 所得が低い方への対応

1. 介護保険料負担の所得段階の設定

国が示した保険料段階の設定（標準9段階）よりもさらに細分化し、10段階設定とします。

2. 特定入所者介護サービス費（補足給付）の給付

介護保険4施設入所者と短期入所生活介護の利用者の食費、居住費、滞在費について、利用負担段階が1～3（令和3年8月からは4段階）の方は国の定める基準費用額と負担限度額の差額を負担します。

主な対象者は、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に所得要件、資産要件などを追加し、判定することとなります。

【所得要件】

世帯分離した場合であっても、配偶者が市民税を課税されている場合は対象外

【資産要件】

預貯金等が単身 1,000 万円（夫婦 2,000 万円）を超える場合は対象外
（令和3年8月からは各段階の基準を超える場合は対象外）

【収入要件】

給付額決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案

区分	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者 【令和3年8月～】 →預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金額の合計が80万円以下の者 【令和3年8月～】 →世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金額の合計が80万円超120万円未満の者であって、預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税者で、上記に該当しない者 【令和3年8月～】 →預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
第4段階 【令和3年8月より追加】	<ul style="list-style-type: none"> 【令和3年8月～】 →世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金額の合計が120万円超の者であって、預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

※偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス等を受けた場合、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収できます。

なお、住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置として、利用者負担段階が第1～第3段階（令和3年8月からは第4段階）以外でも、高齢夫婦世帯で一方が介護保険施設に入った場合、一定の要件を満たせば施設での食費・居住費を減額することができます。

区分	食費（月額）			居住費（月額）			
	基準額	負担 限度額	補足 給付	基準額		負担 限度額	補足給付
第1段階	4.2万円	0.9万円	3.3万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.0万円	①2.5万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	4.2万円	1.2万円 <small>令和3年8月～ 1.8万円</small>	3.0万円 <small>令和3年8月～ 2.4万円</small>	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.3万円	①2.2万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	4.2万円	2.0万円 <small>令和3年8月～ 3.0万円</small>	2.2万円 <small>令和3年8月～ 1.2万円</small>	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①2.5万円	①1.0万円
					②5.0万円	②4.0万円	②1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第4段階 【令和3年8月 より追加】	4.2万円	3.9万円	1.1万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①2.5万円	①1.0万円
					②5.0万円	②4.0万円	②1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

※①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

3. 高額介護サービス費の支給

世帯ごとに、1か月分の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に、高額介護サービス費を支給します。

【令和3年7月まで】

対象者	負担の上限（月額）
現役並み所得がある方 （同じ世帯に65歳以上で課税所得が145万円以上の方がいて、同じ世帯の65歳以上の方の年収が単身383万円以上、2人以上で520万円以上）	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円（世帯）〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯全員が市民税非課税者等	24,600円（世帯）
合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（個人）



【令和3年8月から】

対象者	負担の上限（月額）
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税者等	24,600円（世帯）
合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（個人）

4. 高額医療合算介護サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給します。

区分	75歳以上	70～74歳 がいる世帯	70歳未満 がいる世帯
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	34万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	
基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	56万円	56万円	60万円
基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	67万円	67万円	67万円
基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	141万円	141万円	141万円
基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	212万円	212万円	212万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- ・毎月7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
- ・支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

第9節 介護人材の確保・業務の効率化

1. 介護人材の確保

厚生労働省より、第7期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要は、令和7年度末には全国で245万人が必要とされており、令和7年度末までに約55万人の介護人材を確保する必要があります。

厚生労働省からは、総合的な介護人材確保対策（主な取組）として、「介護職員の処遇改善」「多様な人材の確保・育成」「離職防止、定着促進、生産性向上」「介護職の魅力向上」「外国人材の受入れ環境整備」の5つの柱の下、取組を推進していくこととされています。

本市としては、介護職の魅力向上のための取組を推進していくほか、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムを活用し、離職率、勤務時間等といった介護従事者に関する情報の公表について検討を図ります。

また、国や茨城県との連携による取組を必要に応じて推進し、介護人材の確保・資質の向上を図ります。

◆総合的な介護人材確保対策（主な取組）

① 介護職員の処遇改善

- ・令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、さらなる処遇改善の実施

② 多様な人材の確保・育成

- ・中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
- ・介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援

③ 離職防止、定着促進、生産性向上

- ・介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ・認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定

④ 介護職の魅力向上

- ・介護を知るための体験型イベントの開催（介護職の魅力などの向上）

⑤ 外国人材の受入れ環境整備

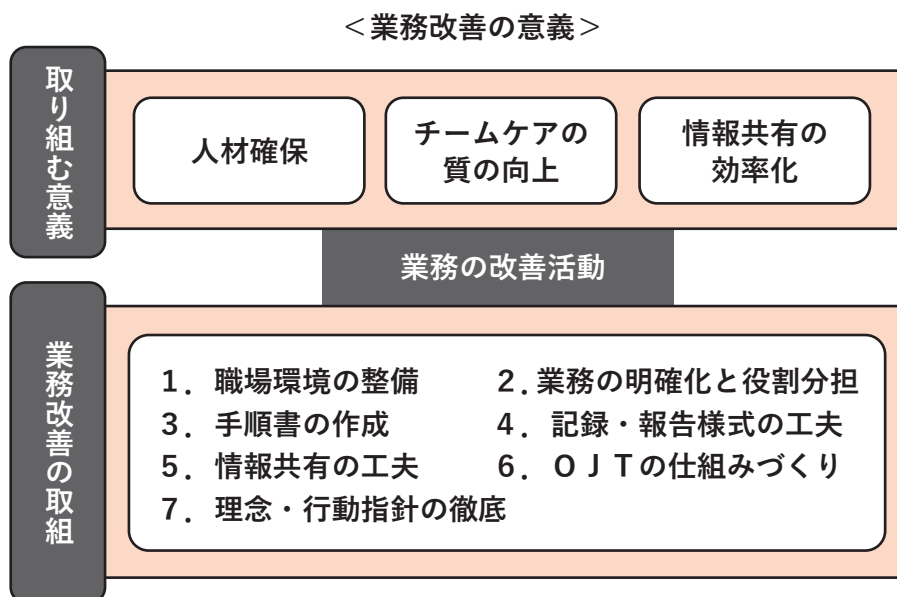
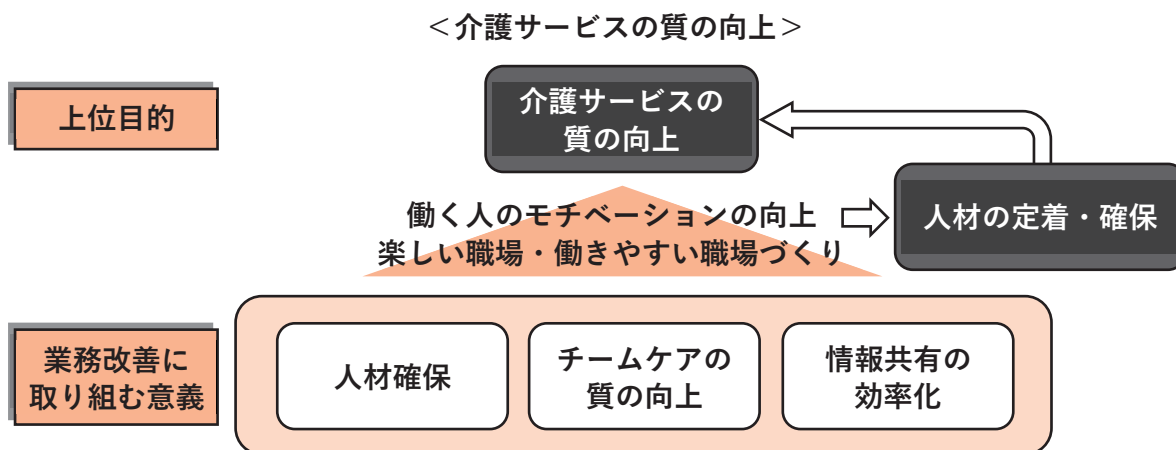
- ・在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

2. 質の向上・業務の効率化

介護現場革新会議の基本方針では、介護の質を確保し、向上させていくことが、介護現場が直面する課題であるとしながら、こうした課題を抱えつつも、人手不足の中であっても介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、①人手不足の中でも介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材確保に関し、介護業界を挙げて取り組む必要があるとされています。

また、業務改善の取組成果としては、「質の向上」及び「量的な効率化」の2つの視点から捉え、「質の向上」では業務の改善活動を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実、「量的な効率化」では業務の質を維持・向上しつつ、ムリやムダのある作業や業務量（時間）を減らすこととしています。

本市としては、現役世代が減る中で、サービス提供事業所等が地域における介護サービスの拠点として機能し続けるため、関係機関等との連携を図りながら、質の向上及び業務の効率化に取り組むとともに、福祉関係者だけでなく雇用や教育など多様な分野との連携を図り、介護の魅力向上に努めます。



第10節 介護給付適正化計画

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」の深化・推進においても適正化事業を推進していくことが必要となります。

そのため、国が示した「第5期介護給付適正化計画（令和3年度～令和5年度）」に関する指針をもとに、茨城県が策定した「第5期茨城県介護給付適正化計画」とも整合性を図り、5つの重要事業の実施を中心とした取組みを継続するとともに、第5期計画期間中において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法、実施目標を定め、適正化事業の推進を図ります。

1. 第7期計画における取組

第7期計画期間中では、介護給付の適正化として、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知送付の5事業を実施しました。

事業名	①要介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行いました。		
実績（件）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2,356	1,714	1,600

事業名	②ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン（書類）を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員に面談方式で点検を行いました。		
実績（件）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	6	6	6

事業名	③住宅改修等の点検		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行いました。		
実績（件）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	63	83	100

事業名	④医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施しました。		
実績（件）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	465	478	490

事業名	⑤介護給付費通知送付		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知しました。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、監査を実施しました。		
実績（件）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	5,081	5,246	5,340

2. 第8期計画における取組

第8期計画においても、引き続き5事業について取り組んでいきます。

事業名	①要介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行います。		
実施見込（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2,300	2,350	2,400

事業名	②ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン（書類）を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員に面談方式で点検を行います。		
実施見込（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	6	12	12

事業名	③住宅改修等の点検		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行います。		
実施見込（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	105	110	115

事業名	④医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施します。		
実施見込（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	500	510	520

事業名	⑤介護給付費通知送付		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、監査を実施します。		
実施見込（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5,400	5,500	5,600